

○法務省
厚生労働省 令第三号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

法務大臣 平口 洋

厚生労働大臣 上野賢一郎

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省令
第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（育成就労計画の添付書類） 第八条 法第八条第四項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める書類	（育成就労計画の添付書類） 第八条 法第八条第四項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める書類

「イ・ロ 略」

「二〇十九 略」

（育成就労計画の認定の手数料の納付）

第九条 法第八条第六項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める額は、一件につき六千百円とする。

2 法第八条第六項の手数料（法第十二条第五項の規定により当該手数料を機構に納付する場合を含む。）については、次の各号に掲げるものに該当する場合には、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が納付するものとする。

「イ・ロ 同上」

「二〇十九 同上」

（育成就労計画の認定の手数料の納付方法）

第九条 法第八条第六項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手数料（法第十二条第五項の規定により当該手数料を機構に納付する場合を含む。）については、申請者のうち、密接関係法人育成就労に係るものである場合にあつてはそのいずれかの者が、労働者派遣等監理型育成就労に係るものである場合にあつては本邦の派遣元事業主等が納付するものとする。

一 密接関係法人育成就労に係るもの 申請者の
うちいずれかの者

二 労働者派遣等監理型育成就労に係るもの 本
邦の派遣元事業主等

(育成就労の目標及び内容の基準)

第十三条 「略」

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準
のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおり
とする。

「一・二 略」

三 育成就労外国人が次のいずれにも該当する者
であること。

(育成就労の目標及び内容の基準)

第十三条 「同上」

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準
のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおり
とする。

「一・二 同上」

三 育成就労外国人が次のいずれにも該当する者
であること。

「イ」へ 略

ト 監理型育成就労に係るものである場合は、次のいずれかに該当すること。

(1) 「略」

(2) 法第二条第三号イの主務省令で定める取引上密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である場合にあっては、当該外国にある事業所において業務に従事していた期間が継続して一年以上であること。

〔四・五 略〕

六 育成就労の実施に関し次のいずれにも該当すること。

「イ」へ 同上

ト 監理型育成就労に係るものである場合は、次のいずれかに該当すること。

(1) 「同上」

(2) 法第二条第三号イの主務省令で定める取引上密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である場合にあっては、当該外国にある事業所において業務に従事していた期間が一年以上であること。

〔四・五 同上〕

六 育成就労の実施に関し次のいずれにも該当すること。

「イゝハ 略」

ニ 育成就労外国人が一年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止することとしている場合は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野が労働者派遣等育成就労産業分野としても定められている分野であること。

(2) 「略」

七 入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、

「イゝハ 同上」

ニ 育成就労外国人が一年ごとに本国に一時帰国して育成就労を一定期間休止することとしている場合は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野が労働者派遣等監理型育成就労産業分野としても定められている分野であること。

(2) 「同上」

七 入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、

当該(1)又は(2)に定める者が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学（見学を含む。ハにおいて同じ。）により実施するものであること。

〔(1)・(2) 略〕

〔ロゝへ 略〕

ト 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める科目について、当該科目に係る入国後講習が業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は育成就労外国人を業務に従事させないこと。

〔(1)・(2) 略〕

(1)又は(2)に定める者が、自ら又は他の適切な者に委託して、座学（見学を含む。ハにおいて同じ。）により実施するものであること。

〔(1)・(2) 同上〕

〔ロゝへ 同上〕

ト 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)又は(2)に定める科目について、当該科目に係る入国後講習が業務に従事させる期間より前に行われ、かつ、当該科目に係る入国後講習の期間中は育成就労外国人を業務に従事させないこと。

〔(1)・(2) 同上〕

「八・九 略」

（主務省令で定める評価）

第十四条 法第九条第一項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、当該各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

「一・二 略」

2
「略」

「八・九 同上」

（主務省令で定める評価）

第十四条 法第九条第一項第四号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

「一・二 同上」

2
「同上」

（育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準）

第十五条 法第九条第一項第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一 「略」

二 育成就労を行わせる事業所ごとに、育成就労の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、次のいずれにも該当する者の中から育成就労指導員を一名以上選任していること。

（育成就労を行わせる体制及び事業所の設備）

第十五条 法第九条第一項第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一 「同上」

二 育成就労の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、次のいずれにも該当する者の中から育成就労指導員を一名以上選任していること。

「イゝニ 略」

- 三 育成就労を行わせる事業所ごとに、育成就労外国人の生活の相談に応じ、又は必要な助言をする者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、前号イ及びニに該当する者であつて、過去三年以内に生活相談員に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了したものの中から生活相談員を一名以上選任していること。

四 「略」

- 五 単独型育成就労に係るものである場合は、次のいずれにも該当すること。

「イゝニ 略」

「イゝニ 同上」

- 三 育成就労外国人の生活の相談に応じ、又は必要な助言をする者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、前号イ及びニに該当する者であつて、過去三年以内に生活相談員に対する講習として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定めるものを修了したものの中から生活相談員を一名以上選任していること。

四 「同上」

- 五 単独型育成就労に係るものである場合は、次のいずれにも該当すること。

「イゝニ 同上」

ホ 法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、単独型育成就労実施者が機構に当該事実を報告することとされていること。

〔六〇十三 略〕

2
〔略〕

（育成就労外国人の数）

第十九条 〔略〕

2 申請者の行わせる育成就労が単独型育成就労（同時にこの項に規定する数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合においても継続的かつ安定的に育成就労を実施することができる体制を有す

ホ 法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、単独型育成就労実習実施者が機構に当該事実を報告することとされていること。

〔六〇十三 同上〕

2
〔同上〕

（育成就労外国人の数）

第十九条 〔同上〕

2 申請者の行わせる育成就労が単独型育成就労（同時にこの項に規定する数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合においても継続的かつ安定的に育成就労を実施することができる体制を有す

るものとして出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。）又は監理型育成就労に係るものである場合における法第九条第一項第十号の主務省令で定める数は、次に掲げる数とする。

「一・二 略」

三 前二号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあつては、監理支援を受ける監理支援機関が、次のイからホまでに掲げる事項を総合的に評価して、監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものに限る。

るものとして出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。）又は監理型育成就労に係るものである場合における法第九条第一項第十号の主務省令で定める数は、次に掲げる数とする。

「一・二 同上」

三 前二号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあつては、監理支援を受ける監理支援機関が、次のイからホまでに掲げる事項を総合的に評価して、監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものに限る。

）であり、かつ、申請者の住所が法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める区域（以下「指定区域」という。）にある場合にあつては、次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

イ 「略」

ロ 監理型育成就労における技能及び日本語能力の修得に係る実績

「ハ・ニ 略」

ホ 監理型育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

「3・4 略」

）であり、かつ、申請者の住所が法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める区域（以下「指定区域」という。）にある場合にあつては、次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

イ 「同上」

ロ 監理支援に係る監理型育成就労における技能及び日本語能力の修得に係る実績

「ハ・ニ 同上」

ホ 監理型育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組状況

「3・4 同上」

(労働者派遣等監理型育成就労の実施の基準)

第二十二條 法第九条第二項第三号(法第十一条第

二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 「略」

二 本邦の派遣元事業主等が、次のいずれかに該当し、かつ、監理型育成就労外国人が従事する業務において要する技能の属する労働者派遣等育成就労産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当と認められる者であること。

イ 監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等育成

(労働者派遣等監理型育成就労の実施の基準)

第二十二條 法第九条第二項第三号(法第十一条第

二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 「同上」

二 本邦の派遣元事業主等が、次のいずれかに該当し、かつ、監理型育成就労外国人が従事する業務において要する技能の属する労働者派遣等監理型育成就労産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当と認められる者であること。

イ 監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等監理

就労産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

〔ロ・ハ 略〕

二 監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等育成就労産業分野が農業分野である場合にあつては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の五第一項に規定する特定機関であること。

三 〔略〕

四 労働者派遣等監理型育成就労を共同して行わせる本邦の派遣先の数が次のイ又はロに掲げる労働者派遣等監理型育成就労の区分に応じ、当

型育成就労産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

〔ロ・ハ 同上〕

二 監理型育成就労外国人に従事させる業務において要する技能の属する労働者派遣等監理型育成就労産業分野が農業分野である場合にあつては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の五第一項に規定する特定機関であること。

三 〔同上〕

四 労働者派遣等監理型育成就労を共同して行わせる本邦の派遣先の数が次のイ又はロに掲げる労働者派遣等監理型育成就労の区分に応じ、イ

該イ又はロに定める数を超えないこと。

「イ・ロ 略」

「五〽七 略」

八 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあつては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（労働者派遣等監理型育成就労を行わせる体制及

又はロに定める数を超えないこと。

「イ・ロ 同上」

「五〽七 同上」

八 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等監理型育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあつては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

（労働者派遣等監理型育成就労を行わせる体制及

び事業所の設備の基準)

第二十三条 法第九条第二項第四号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

「二〇六 略」

七 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該

び事業所の設備の基準)

第二十三条 法第九条第二項第四号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

「二〇六 同上」

七 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等監理型育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上

特定分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 法第九条第二項第四号の主務省令で定める基準

のうち育成就労を行わせる事業所の設備に係るものは、次のとおりとする。

一 「略」

二 前号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定分野に係るものである場合にあっては、当該特定分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基

、当該特定分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 法第九条第二項第四号の主務省令で定める基準

のうち育成就労を行わせる事業所の設備に係るものは、次のとおりとする。

一 「同上」

二 前号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が労働者派遣等監理型育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定分野に係るものである場合にあっては、当該特定分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定分野に特有の事情に鑑みて告示で定

準に適合すること。

（法第九条の二第四号ハの主務省令で定める基準

）

第二十八条 法第九条の二第四号ハ（法第十一条第

二項において準用する場合を含む。）の主務省令

で定める基準は、次のとおりとする。

「一〇三 略」

四 法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成

就労外国人との雇用契約の締結に関し、監理支

援機関、機構、公共職業安定所又は地方運輸局

（運輸監理部を含む。以下この号及び第九十三

条第三号において同じ。）以外の者が行う職業

める基準に適合すること。

（法第九条の二第四号ハの主務省令で定める基準

）

第二十八条 法第九条の二第四号ハ（法第十一条第

二項において準用する場合を含む。）の主務省令

で定める基準は、次のとおりとする。

「一〇三 同上」

四 法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成

就労外国人との雇用契約の締結に関し、監理支

援機関、機構、公共職業安定所又は地方運輸局

（運輸監理部を含む。第九十三条第三号におい

て同じ。）以外の者が行う職業紹介及び特定募

紹介及び特定募集情報等提供事業を行う者（監理支援機関、機構、公共職業安定所又は地方運輸局を除く。次号及び第六号において同じ。）

が行う特定募集情報等提供（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する特定募集情報等提供をいう。次号及び第六号において同じ。）を受けていないこと。

〔五・六 略〕

七 法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人を育成就労の対象とする直近の育成就労計画が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合には、当該イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を法第八条の

募集情報等提供事業を行う者が行う特定募集情報等提供（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する特定募集情報等提供をいう。次号及び第六号において同じ。）を受けていないこと。

〔五・六 同上〕

七 法第八条の五第一項の認定の申請に係る育成就労外国人を育成就労の対象とする直近の育成就労計画が次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める額を法第八条の五第

五第二項第三号の育成就労実施者に支払うこと
としてゐること。

「イ・ロ 略」

（許可の申請等）

第四十一条 「略」

2|| 法第二十三条第七項の主務省令で定める額は、
一万六百元（監理支援事業を行う事業所の数が二
以上の場合にあつては、四千四百円に当該事業所
数から一を減じた数を乗じて得た額に一万六百元
を加えた額）とする。

3|| 法第二十四条第五項の主務省令で定める額は、
八万一千円（監理支援事業を行う事業所の数が二

二項第三号の育成就労実施者に支払うこととし
てゐること。

「イ・ロ 同上」

（許可の申請）

第四十一条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

以上の場合にあつては、五万七千六百円に当該事業所数から一を減じた数を乗じて得た額に八万一千円を加えた額」とする。

（監理支援事業を遂行する能力）

第四十五条 法第二十五条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 「略」

二 申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

イ 「略」

ロ 監理支援に係る監理型育成就労外国人の数

（監理支援事業を遂行する能力）

第四十五条 法第二十五条第一項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 「同上」

二 申請者の常勤の役員又は職員（監理支援の実務に従事する者に限る。）の数が次のいずれにも該当すること。

イ 「同上」

ロ 監理支援を受ける監理型育成就労の対象と

を四十で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

〔三〇五 略〕

（外部監査人）

第四十七条 〔略〕

2 法第二十五条第一項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であつて役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査を公正かつ適正に遂行することができる能力を有するものであることとする。

〔一・二 略〕

なっている監理型育成就労外国人の数を四十で除して得た数（その数が一未満である場合には、一とする。）を超えていること。

〔三〇五 同上〕

（外部監査人）

第四十七条 〔同上〕

2 法第二十五条第一項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する者であつて役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査を公正かつ適正に遂行することができる能力を有するものであることとする。

〔一・二 同上〕

三 次のいずれにも該当しない者

イ 「略」

ロ 申請者の構成員（監理支援を行う監理型育成
成就労に係る育成就労産業分野に属する技能
を要する業務に係る事業を営む者に限る。）
若しくはその役員若しくは職員又は過去五年
以内にこれらの者であつた者

ハ 育成就労実施者（監理支援を行う監理型育
成就労実施者を除く。）又はその役員若しく
は職員

「二」チ 略

四 「略」

3 「略」

三 次のいずれにも該当しない者

イ 「同上」

ロ 申請者の構成員（申請者が監理支援を行う
監理型育成成就労に係る育成就労産業分野に属
する技能を要する業務に係る事業を営む者に
限る。）若しくはその役員若しくは職員又は
過去五年以内にこれらの者であつた者

ハ 育成就労実施者（申請者が監理支援を行う
監理型育成成就労実施者を除く。）又はその役
員若しくは職員

「二」チ 同上

四 「同上」

3 「同上」

(許可証)	
第五十七条	〔略〕
2	〔略〕
3	許可証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その日から十日以内に、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可証を返納しなければならない。
〔一〕三	略
4	〔略〕
(許可の有効期間の更新の申請等)	
(許可証)	
第五十七条	〔同上〕
2	〔同上〕
3	許可証の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その日から十日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可証を返納しなければならない。
〔一〕三	同上
4	〔同上〕
(許可の有効期間の更新の申請等)	

第五十九条 「略」

2|| 法第三十一条第四項の主務省令で定める額は、

四千四百円に監理支援事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

3|| 法第三十一条第五項において準用する法第二十

四条第五項の主務省令で定める額は、五万七千六百円に監理支援事業を行う事業所の数を乗じて得た額とする。

4|| 「略」

（連絡調整等に関する基準）

第六十六条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

第五十九条 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

2|| 「同上」

（連絡調整等に関する基準）

第六十六条 法第三十九条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 「略」

二 監理支援に係る監理型育成就労外国人が育成就労実施者の変更を希望する場合において、当該監理型育成就労外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする者に対し、当該育成就労に係る育成就労計画の認定の申請のために必要な情報を提供すること。

三 「略」

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第六十七条 法第三十九条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

「一〽三 略」

一 「同上」

二 監理支援を受ける監理型育成就労の対象となつてゐる外国人が育成就労実施者の変更を希望する場合において、当該外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする者に対し、当該育成就労に係る育成就労計画の認定の申請のために必要な情報を提供すること。

三 「同上」

（監理支援機関の業務の実施に関する基準）

第六十七条 法第三十九条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

「一〽三 同上」

四 監理支援責任者の指揮の下に、一月に一回以

上の頻度で、監理型育成就労実施者が認定育成
就労計画に従って監理型育成就労を行わせてい
るかについて実地による確認（監理型育成就労
外国人が従事する業務の性質上当該方法による
ことが著しく困難なものがある場合にあつては
、他の適切な方法による確認）及び監理型育成
就労実施者に対する必要な指導を行うこと。た
だし、監理支援に係る監理型育成就労外国人が
育成就労の対象となっていた期間（法第九条の
三ただし書に該当するものとして法第八条の六
第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育
成就労の対象となっている育成就労外国人にあ

四 監理支援責任者の指揮の下に、一月に一回以

上の頻度で、監理型育成就労実施者が認定育成
就労計画に従って監理型育成就労を行わせてい
るかについて実地による確認（監理型育成就労
外国人が従事する業務の性質上当該方法による
ことが著しく困難なものがある場合にあつては
、他の適切な方法による確認）及び監理型育成
就労実施者に対する必要な指導を行うこと。た
だし、監理支援を受ける監理型育成就労外国人
が育成就労の対象となっていた期間（法第九条
の三ただし書に該当するものとして法第八条の
六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく
育成就労の対象となっている育成就労外国人に

つては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間に限る。）の合計が一年を超えている場合は、この限りでない。

〔五〇二十 略〕

（手数料の納付方法等）

第九十一条 〔略〕

2 法第八条第六項又は第二十四条第五項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければなら
ない。

あつては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間に限る。）の合計が一年を超えている場合は、この限りでない。

〔五〇二十 同上〕

（手数料の納付方法等）

第九十一条 〔同上〕

2 法第八条第六項（法第八条の五第三項、第八条の六第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第五項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければなら
ない。

3 「略」	3 「同上」 い。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

別記様式第一号から別記様式第五号まで、別記様式第十五号及び別記様式第二十四号を次のように改める

。

認定番号 (機構記載欄)	
-----------------	--

育 成 就 労 計 画 認 定 申 請 書

(法第8条第1項関係)

年 月 日

外国人育成就労機構 理事長 殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をする事とし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第8条第1項の認定を申請します。

(監理型育成就労に係るものである場合)

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

育 成 就 労 計 画

作成日： 年 月 日

1 申請者	法人	①育成就労実施者届出 受理番号												
		(ふりがな)												
		②氏名又は名称												
		③住所	〒 — (電話 —)											
		(ふりがな)												
		④代表者の氏名												
		⑤法人番号												
		⑥労働保険番号												
		⑦常勤職員数	合計 人											
		⑧役員の氏名、役職 名及び住所		氏名	役職名				住所					
(1)							〒 —							
(2)							〒 —							
(3)							〒 —							
(4)							〒 —							
(5)							〒 —							
(6)							〒 —							
(ふりがな)											役職名			
⑨単独型育成就労実 施者にあつては、内 部監査人の氏名及び 役職														

	⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数 (第1号及び第2号技能実習生の数)		単独型	人 (人)	監理型	人 (人)	
	⑪加入している分野別協議会の名称(分野別協議会への加入に代わる措置を講じている場合にあつては、その措置の内容)						
	⑫業種		大分類 () 中分類 () 小分類 () 細分類 ()				
2 育成就労を行わせる事業所	(ふりがな) ①名称						
	②所在地		〒 — (電話 — —)				
	(ふりがな) ③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日	
	(ふりがな) ④育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日	
	(ふりがな) ⑤生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日	
3 育成就労外国人	①氏名	ローマ字					
		漢字					
	②国籍・地域						
	③生年月日及び性別		年 月 日 性別 (男 ・ 女) (☐ 育成就労の開始時点で18歳以上である)				

	④日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容	☐ 無 ☐ 有 (「有」の場合は、具体的な処分の内容)
4 育成就労の区分		☐ 単独型育成就労 ☐ 監理型育成就労
5 育成就労の内容	①育成就労産業分野	分野の名称 () 業務区分の名称 ()
	②入国前講習の有無	☐ 有 ☐ 無
	③A 1 相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別	☐ 合格 ☐ 未合格
	④入国後講習	第3面「入国前・入国後講習実施(予定)表」のとおり
	⑤育成就労の内容	第4面「育成就労実施計画」のとおり
	⑥過去に技能実習を行っていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実	(過去に技能実習を行っていた事実の有無及びその期間) ☐ 無 ☐ 有 合計期間 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日) 職種・作業名 () 技能実習の目標としていた試験 () (過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間) ☐ 無 ☐ 有 合計期間 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日) 特定産業分野・業務区分 ()
6 育成就労の目標		・ 技能試験 (試験名： 級：) ・ 日本語能力の試験 (試験名： 級：)
7 育成就労の期間及び時間数		合計期間 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日) 合計時間 時間 (入国後講習 時間、育成就労 時間)

	1年ごとに 本国に帰国 する場合の 育成就労の 休止期間	(毎年 月 日頃 ～ 月 日頃)																	
8 育成就労実施者の変更を制限する期間		☐ 分野別運用方針で定める期間 (年 月) ☐ 分野別運用方針と異なる期間として1年																	
9 監理支援機関	①監理支援機関の許可番号																		
	(ふりがな) ②監理支援機関の名称																		
	③監理支援機関の住所	〒 — (電話 — —)																	
	(ふりがな) ④監理支援機関の代表者の氏名																		
	(ふりがな) ⑤監理支援責任者の氏名																		
	(ふりがな) ⑥担当事業所の名称																		
	⑦担当事業所の所在地	〒 — (電話 — —)																	
	(ふりがな) ⑧計画指導担当者の氏名																		
	⑨取次送出機関の氏名又は名称																		
	⑩送出機関番号又は整理番号	送出機関番号													整理番号				
10 報酬の月額を始めとする育成就労外国人の待遇		雇用条件書等のとおり																	

入 国 前 ・ 入 国 後 講 習 実 施 （ 予 定 ） 表

入国前講習を行った事実（「有」に該当する場合は、1及び2を記載し、「無」の場合は、2のみを記載する。）

☐有 ☐無

1 入国前講習の実施（予定）状況

☐外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。

（ 該当なし 、 公的機関 、 教育機関 、 外国の公私の機関 ）

☐実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	実施機関の氏名又は名称及び所在地		実施場所 (媒体・施設名・所在地等)	実施期間	実施時間数
1			外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
2			外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3			外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間						時間

2 入国後講習の実施予定状況

☐実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	講習実施者の氏名、職業及び所属機関		講習実施者の 資格・免許、専門 知識の有無	実施場所 (施設名・所在地等)	実施期間	実施時間数
1			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
2			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
4			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
5			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間							時間

（注意）

※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。

※実施時間が8時間を超える日については、8時間として計算すること。

※A1 相当の日本語能力に合格していない場合は、認定日本語教育機関による「就労」過程において、A1 相当講習を100時間以上履修していなければならない。

※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

育 成 就 労 実 施 計 画

_____年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所

- ① 事業所名
- ② 事業所名
- ③ 事業所名

所在地

所在地

所在地

育成就労の期間

年

月

日

～

年

月

日

育成就労の内容 必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別 指導員の役職・氏名(経験年数)		事業所	合計時間	月・時間数											
				1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
合 計 時 間 (h)			h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

認定番号 (機構記載欄)	
-----------------	--

育 成 就 労 計 画 認 定 申 請 書
(法第8条の5第1項関係)

年 月 日

外国人育成就労機構 理事長 殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力することとし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第8条の5第1項の認定を申請します。

(監理型育成就労に係るものである場合)

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

第2面

作成日： 年 月 日

1 申請者	法人	① 育成就労実施者届出受理番号													
		(ふりがな)													
		② 氏名又は名称													
	③ 住所	〒 — (電話 — —)													
	法人	(ふりがな)													
		④ 代表者の氏名													
		⑤ 法人番号													
		⑥ 労働保険番号													
		⑦ 常勤職員数	合計 人												
		⑧ 役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名	住所									
(1)					〒 —										
(2)				〒 —											
(3)				〒 —											
(4)				〒 —											
(5)				〒 —											
(6)				〒 —											
	(ふりがな)	⑨ 単独型育成就労実施者 にあつては、内部監査人の 氏名及び役職		役職名											

	⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数 (第1号及び第2号技能実習生の数)	単独型 (人)	監理型 (人)	法第8条の5第1項の認定を受けた育成就労計画に係る育成就労外国人の数(当該育成就労外国人のうち直近の育成就労実施者の住所が第19条第2項第3号の「指定区域」にあった者の数) 人 (人)		
	⑪加入している分野別協議会の名称(分野別協議会への加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容)					
	⑫申請に係る育成就労外国人の直近の育成就労実施者に対して第28条第7号に規定する金額を支払うことを誓約している事実の有無	☐ 有 ☐ 無				
	⑬申請に係る育成就労外国人と雇用契約を締結するに至った経緯	職業紹介を行った者(該当するもの全てにチェックしてください。) ☐ 監理支援機関 ☐ 外国人育成就労機構 ☐ 公共職業安定所又は地方運輸局(運輸監理部を含む。) ☐ その他 () 特定募集情報等提供事業者による特定募集情報等提供について ☐ 申請に係る育成就労外国人は、雇用契約の締結に際し、特定募集情報等提供事業者による特定募集情報等提供を受けていない。 ☐ 申請者は、過去1年以内に、特定募集情報等提供事業者に対し、主として育成就労外国人に向けた特定募集情報等提供を依頼していない。				
	⑭業種	大分類 () 中分類 () 小分類 () 細分類 ()				
2 育成就労を行わせる事業所	(ふりがな) ①名称					
	②所在地	〒 (電話)				
	(ふりがな) ③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴	役職名		養成講習の受講歴	年月日	

	(ふりがな) ④ 育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴			役職名		養成講習の受講歴	年月日
	(ふりがな) ⑤ 生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴			役職名		養成講習の受講歴	年月日
3 育成就労外国人	① 氏名	ローマ字					
		漢字					
	② 国籍・地域						
	③ 生年月日及び性別		年 月 日 性別（ 男 ・ 女 ） （ ☐ 育成就労の開始時点で 18 歳以上である ）				
	④ 日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容		（ ☐ 無 ☐ 有） （「有」の場合は、具体的な処分の内容） 				
	⑤ 法第 9 条の 2 第 4 号ただし書の主務省令で定めるやむを得ない事情の有無		（ ☐ 無 ☐ 有） （「有」の場合は、具体的な事情） ☐ 3 欄の育成就労外国人の都合以外の理由で従前の育成就労計画に基づく育成就労の継続が困難となったこと。 ☐ 3 欄の育成就労外国人と従前の育成就労実施者との間で締結された雇用契約において定められた事項について当該育成就労実施者による重大な違反があったこと。 ☐ 従前の育成就労実施者が 3 欄の育成就労外国人に対して暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為をしたこと。 ☐ 従前の育成就労実施者が出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたこと。 ☐ その他 （上記について、具体的な内容を以下に記載すること） 				
4 育成就労の区分		☐ 単独型育成就労 ☐ 監理型育成就労					

5 育成就 労の内容	① 育成就労産業分野	分野の名称 () 業務区分の名称 () ☐ 上記について、直近の育成就労産業分野と同一である
	② 入国前講習の有無	☐ 有 ☐ 無
	③ A 1 相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別	☐ 合格 ☐ 未合格
	④ 入国後講習	第 3 面「入国前・入国後講習実施（予定）表」のとおり
	⑤ 育成就労の内容	第 4 面「育成就労実施計画」のとおり
	⑥ 過去に育成就労の対象となっていた事実、技能実習を行っていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実	(過去に育成就労の対象となっていた事実の有無及びその期間) ☐ 無 ☐ 有 合計期間 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日) 育成就労産業分野・業務区分 (・) ※ 上記期間のうち、異なる業務区分の業務に従事していた期間がある場合には、それぞれの業務区分ごとに業務区分の名称及びその期間を記載すること。 (過去に技能実習を行っていた事実の有無及びその期間) ☐ 無 ☐ 有 合計期間 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日) 職種・作業名 (・) (技能実習の目標としていた試験) () (過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間) ☐ 無 ☐ 有 合計期間 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日) 特定産業分野・業務区分 (・)
6 育成就労の目標	・ 技能試験 (試験名: 級:) ・ 日本語能力の試験 (試験名: 級:)	
	合格している技能試験及び日本語能力の試験 ・ 技能試験 (試験名: 級:) ・ 日本語能力の試験 (試験名: 級:)	

7 育成就労の期間及び時間数		合計期間 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日) 合計時間 時間 (入国後講習 時間、育成就労 時間)																
		1 年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間 (毎年 月 日頃 ～ 月 日頃)																
8 育成就労実施者の変更を制限する期間		☐ 分野別運用方針で定める期間 (年 月) ☐ 分野別運用方針と異なる期間として 1 年																
9 監理支援機関	① 監理支援機関の許可番号																	
	(ふりがな) ② 監理支援機関の名称																	
	③ 監理支援機関の住所	〒 — (電話 — —)																
	(ふりがな) ④ 監理支援機関の代表者の氏名																	
	(ふりがな) ⑤ 監理支援責任者の氏名																	
	(ふりがな) ⑥ 担当事業所の名称																	
	⑦ 担当事業所の所在地	〒 — (電話 — —)																
	(ふりがな) ⑧ 計画指導担当者の氏名																	
	⑨ 取次送出機関の氏名又は名称																	
	⑩ 送出機関番号又は整理番号	送出機関番号											整理番号					
10 報酬の月額を始めとする育成就労外国人の待遇		雇用条件書等のとおり																

11 育成就労期間中の待遇等に関する説明	第 13 条第 2 項第 6 号ロ(3)又は同号ハ(4)の待遇等の説明の実施日 ____年 ____月 ____日 説明者の氏名 _____
12 備考	・直近で提出をしている優良要件適合申告書を添付した計画認定番号（認定が未了の場合においては申請受理番号） 【 認 _____ 】 ・過去 1 年以内に提出した育成就労実施者困難時届出の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・直近の育成就労実施者氏名又は名称 （育成就労実施者番号：実 _____） （実施者名： _____） ・労働者派遣等監理型育成就労の実施予定の有無 ☐ 有（別紙のとおり） ☐ 無

（注意）

- 1 1 欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条第 1 項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 2 1 欄の⑦は、申請者に所属する常勤職員（常勤と評価できる役員を含む。）の人数を記載すること。
- 3 1 欄の⑧は、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1 欄の⑩について、分野別運用方針において分野別協議会への加入に代わる措置を定めている場合は、その内容を記載すること。
- 5 1 欄の⑫について、「有」と記載した場合であっても、やむを得ない事情により育成就労実施者の変更が認められる場合、第 28 条第 7 号の金額を支払うことを要しない。
- 6 1 欄の⑭は、日本標準産業分類の大分類、中分類、小分類及び細分類の記号及び名称を記載すること。
- 7 2 欄は、育成就労を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 3 欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 9 3 欄の④は、「有」とした場合には、対象となる刑罰の量刑内容（罪名、刑期、執行猶予の有無）について具体的に記載すること。なお、刑罰に至らないもの（例えば、交通違反等による行政処分）については、記載不要。
- 10 5 欄の④及び⑤は、その内容について第 3 面及び第 4 面に記載して提出すること。
- 11 6 欄は、分野別運用方針において定められている試験を記載すること。
- 12 7 欄の「1 年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間」は、育成就労計画が第 13 条第 2 項第 6 号ニに規定する場合に該当するものであるときに記載すること。
- 13 9 欄の⑩は、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
- 14 12 欄は、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、優良要件適合申告書を提出している場合には、その評価が未了か否かにかかわらず添付時に受けた申請受理番号を記載すること。

入 国 前 ・ 入 国 後 講 習 実 施 （ 予 定 ） 表

入国前講習を行った事実（「有」に該当する場合は、1及び2を記載し、「無」の場合は、2のみを記載する。）

☐有 ☐無

1 入国前講習の実施（予定）状況

☐外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。

（ 該当なし 、 公的機関 、 教育機関 、 外国の公私の機関 ）

☐実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	実施機関の氏名又は名称及び所在地		実施場所 （媒体・施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
2			外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3			外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間						時間

2 入国後講習の実施予定状況

☐実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標（水準）をそれぞれ記載すること。

	科目（内容）	講習実施者の氏名、職業及び所属機関		講習実施者の 資格・免許、専門 知識の有無	実施場所 （施設名・所在地等）	実施期間	実施時間数
1			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
2			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
4			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
5			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間							時間

（注意）

※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。

※実施時間が8時間を超える日については、8時間として計算すること。

※A1 相当の日本語能力に合格していない場合は、認定日本語教育機関による「就労」過程において、A1 相当講習を100時間以上履修していなければならない。

※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

育 成 就 労 実 施 計 画

_____年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所

- ① 事業所名
- ② 事業所名
- ③ 事業所名
- 育成就労の期間
- 年
- 月
- 日
- ～
- 年
- 月
- 日
- 所在地
- 所在地
- 所在地

育成就労の内容 必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別 指導員の役職・氏名(経験年数)		事業 所	合 計 時 間	月・時間数											
				1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
合 計 時 間 (h)			h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)
予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

認定番号 (機構記載欄)	
-----------------	--

育 成 就 労 計 画 認 定 申 請 書
(法第8条の6第1項関係)

年 月 日

外国人育成就労機構 理事長 殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をするとし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第8条の6第1項の認定を申請します。

(監理型育成就労に係るものである場合)

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

第2面

第2面

作成日： 年 月 日

1 申請者	① 育成就労実施者届出受理番号													
	(ふりがな) ② 氏名又は名称													
	③ 住所	〒 — (電話 — —)												
	(ふりがな) ④ 代表者の氏名													
	⑤ 法人番号													
	⑥ 労働保険番号													
	⑦ 常勤職員数	合計 人												
	(ふりがな) ⑧ 役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名	住所									
		(1)			〒 —									
		(2)			〒 —									
(3)				〒 —										
(4)				〒 —										
(5)				〒 —										
(6)				〒 —										
(ふりがな) ⑨ 単独型育成就労実施者にあつては、内部監査人の氏名及び役職				役職名										

	⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数 (第1号及び第2号技能実習生の数)	単独型	人 (人)	監理型	人 (人)	
	⑪加入している分野別協議会の名称(分野別協議会の加入に代わる措置を講じている場合にあっては、その措置の内容)					
	⑫業種	大分類() 中分類() 小分類() 細分類()	、 、 、 、			
2 育成就労を行わせる事業所	(ふりがな) ①名称					
	②所在地	〒 — (電話 — —)				
	(ふりがな) ③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴	役職名		養成講習の受講歴	年月日	
	(ふりがな) ④育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴	役職名		養成講習の受講歴	年月日	
	(ふりがな) ⑤生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴	役職名		養成講習の受講歴	年月日	
3 育成就労外国人	①氏名	ローマ字				
		漢字				
	②国籍・地域					
	③生年月日及び性別	年 月 日 性別(男・女) (☐ 育成就労の開始時点で18歳以上である)				

	④日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容	☐ 無 ☐ 有 (「有」の場合は、具体的な処分の内容)
4 育成就労の区分		☐ 単独型育成就労 ☐ 監理型育成就労
5 育成就労の内容	①育成就労産業分野	分野の名称 () 業務区分の名称 ()
	②入国前講習の有無	☐ 有 ☐ 無
	③A1相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別	☐ 合格 ☐ 未合格
	④入国後講習	第3面「入国前・入国後講習実施(予定)表」のとおり
	⑤育成就労の内容	第4面「育成就労実施計画」のとおり
	⑥過去に育成就労の対象となっていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実	(過去に育成就労の対象となっていた事実の有無及びその期間) ☐ 無 ☐ 有 合計期間 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日) 育成就労産業分野・業務区分 () (過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間) ☐ 無 ☐ 有 合計期間 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日) 特定産業分野・業務区分 ()
	⑦育成就労の対象となっていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無	(育成就労の対象となっていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無) ※ 再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を得て出国した者を除く。 ☐ 無 ☐ 有 (同出国の後に育成就労の対象となっていた事実の有無) ☐ 無 ☐ 有

⑧後記6の育成就労の目標として定める技能が従前の育成就労計画において目標としていた技能と同一でない場合にあっては、その理由	※⑦「本邦から出国した事実の有無」が「有」の場合のみ以下を記載 ()	
	(以下の該当する項目にチェックマークを付し、理由を記載) ☐ 育成就労認定が取り消された (理由:) ☐ 在留資格の変更許可を受けた(専ら本認定申請による新たな育成就労計画の認定を受けることを目的として在留資格の変更許可を受けた場合を除く。) ☐ 本邦から出国の確認を受けて出国した(専ら本認定申請による新たな育成就労計画の認定を受けることを目的として本邦から出国した場合を除く。)	
6 育成就労の目標	・ 技能試験 (試験名: 級:) ・ 日本語能力の試験 (試験名: 級:)	
7 育成就労の期間及び時間数	合計期間 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日) 合計時間 時間 (入国後講習 時間、育成就労 時間)	
1年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間	(毎年 月 日頃 ~ 月 日頃)	
8 育成就労実施者の変更を制限する期間	☐ 分野別運用方針で定める期間 (年 月) ☐ 分野別運用方針と異なる期間として1年	
9 監理支援機関	①監理支援機関の許可番号	
	(ふりがな) ②監理支援機関の名称	
	③監理支援機関の住所	〒 — (電話 — —)
	(ふりがな) ④監理支援機関の代表者の氏名	
	(ふりがな) ⑤監理支援責任者の氏名	
	(ふりがな) ⑥担当事業所の名称	

[illegible]

- 1 1 欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条第 1 項の規定による実施の届出を行い、育成就労実
施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 2 1 欄の⑦は、申請者に所属する常勤職員（常勤と評価できる役員を含む。）の人数を記載すること。
- 3 1 欄の⑧は、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記
載し、別紙を添付すること。
- 4 1 欄の⑩について、分野別運用方針において分野別協議会への加入に代わる措置を定めている場合は、そ
の内容を記載すること。
- 5 1 欄の⑫は、日本標準産業分類の大分類、中分類、小分類及び細分類の記号及び名称を記載すること。
- 6 2 欄は、育成就労を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないと
きは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 3 欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と
併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 8 3 欄の④は、「有」とした場合には、対象となる刑罰の量刑内容（罪名、刑期、執行猶予の有無）につい
て具体的に記載すること。なお、刑罰に至らないもの（例えば、交通違反等による行政処分）については、
記載不要。
- 9 5 欄の④及び⑤は、その内容について第 3 面及び第 4 面に記載して提出すること。

- 10 5 欄の⑦において、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した場合であっても、出国している間に当該再入国許可の効力が失われた場合は、「育成就労の対象となっていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無」は「有」とすること。
- 11 6 欄は、分野別運用方針において定められている試験を記載すること。
- 12 7 欄の「1 年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間」は、育成就労計画が第 13 条第 2 項第 6 号ニに規定する場合に該当するものであるときに記載すること。
- 13 9 欄の⑩は、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
- 14 11 欄は、育成就労外国人が支払ったもののほか、育成就労外国人の親族等が本申請に関して送出機関に支払った金銭がある場合にあっては、その金額も含めて記載すること。また、送出管理費の相当額については、送出機関と監理支援機関の間で締結された契約において監理支援機関が送出機関に支払う費用のうち、一括支払となっているもの及び分割支払となっているものであって、外国人が申請者の下で就労を継続しなくなっても支払の義務が継続することとされているものを記載すること。
- 15 13 欄は、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、優良要件適合申告書を提出している場合には、その評価が未了か否かにかかわらず添付時に受けた申請受理番号を記載すること。

入 国 前 ・ 入 国 後 講 習 実 施 (予 定) 表

入国前講習を行った事実(「有」に該当する場合は、1及び2を記載し、「無」の場合は、2のみを記載する。)

☐有 ☐無

1 入国前講習の実施(予定)状況

☐外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。

(該当なし 、 公的機関 、 教育機関 、 外国の公私の機関)

☐実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標(水準)をそれぞれ記載すること。

	科目(内容)	実施機関の氏名又は名称及び所在地	実施場所 (媒体・施設名・所在地等)	実施期間	実施時間数
1		外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
2		外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3		外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間					時間

2 入国後講習の実施予定状況

☐実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標(水準)をそれぞれ記載すること。

	科目(内容)	講習実施者の氏名、職業及び所属機関	講習実施者の 資格・免許、専門 知識の有無	実施場所 (施設名・所在地等)	実施期間	実施時間数
1		外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
2		外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3		外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
4		外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
5		外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間						時間

(注意)

※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。

※実施時間が8時間を超える日については、8時間として計算すること。

※A1相当の日本語能力に合格していない場合は、認定日本語教育機関による「就労」過程において、A1相当講習を100時間以上履修していないなければならない。

※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

育 成 就 労 実 施 計 画

_____年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所

① 事業所名

② 事業所名

③ 事業所名

所在地

所在地

所在地

育成就労の期間 年 月 日 ~ 年 月 日

育成就労の内容 必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別 指導員の役職・氏名(経験年数)		事業所	合計 時間	月・時間数											
				1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
合 計 時 間 (h)			h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

認定番号 (機構記載欄)	
-----------------	--

育 成 就 労 計 画 認 定 申 請 書
(旧技能実習生に係る法第8条の6第1項関係)

年 月 日

外国人育成就労機構 理事長 殿

申請者

申請者は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力することとし、次の育成就労計画について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第10条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約し、法第8条の6第1項の認定を申請します。

(監理型育成就労に係るものである場合)

申請に係る育成就労計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理支援機関

第2面

作成日： 年 月 日

1 申請者	法人	① 育成就労実施者届出受理番号												
		(ふりがな)												
		② 氏名又は名称												
	③ 住所	〒 — (電話 — —)												
	個人	(ふりがな)												
		④ 代表者の氏名												
		⑤ 法人番号												
		⑥ 労働保険番号												
		⑦ 常勤職員数	合計 人											
		役員	⑧ 役員の氏名、役職名及び住所		氏名				役職名		住所			
(1)							〒 —							
(2)							〒 —							
(3)							〒 —							
(4)							〒 —							
(5)							〒 —							
(6)							〒 —							
	(ふりがな)	⑨ 単独型育成就労実施者にあつては、内部監査人の氏名及び役職								役職名				

	⑩育成就労計画の認定を受けて雇用している育成就労外国人の数 (第1号及び2号技能実習生の数)		単独型	人 (人)	監理型	人 (人)
	⑪加入している分野別協議会の名称(分野別協議会の加入に代わる措置を講じている場合にあつては、その措置の内容)					
	⑫業種		大分類() 中分類() 小分類() 細分類()			
2 育成就労を行わせる事業所	(ふりがな) ①名称					
	②所在地		〒 (電話 — —)			
	(ふりがな) ③育成就労責任者の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日
	(ふりがな) ④育成就労指導員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日
	(ふりがな) ⑤生活相談員の氏名、役職名及び養成講習の受講歴		役職名		養成講習の受講歴	年月日
3 育成就労外国人	①氏名	ローマ字				
		漢字				
	②国籍・地域					
	③生年月日及び性別		年 月 日 性別(男・女) (☐ 育成就労の開始時点で18歳以上である)			

	④日本国内外を問わず、犯罪を理由とする処分を受けたことの有無及びその内容	☐ 無 ☐ 有 (「有」の場合は、具体的な処分の内容)
4 育成就労の区分		☐ 単独型育成就労 ☐ 監理型育成就労
5 育成就労の内容	①育成就労産業分野	分野の名称 () 業務区分の名称 ()
	②入国前講習の有無	☐ 有 ☐ 無
	③A 1 相当の日本語能力の試験の合格・未合格の別	☐ 合格 ☐ 未合格
	④入国後講習	第3面「入国前・入国後講習実施(予定)表」のとおり
	⑤育成就労の内容	第4面「育成就労実施計画」のとおり
	⑥過去に技能実習を行っていた事実又は特定技能の在留資格をもって在留していた事実	(過去に技能実習を行っていた事実の有無及びその期間) ☐ 無 ☐ 有 合計期間 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日) 職種・作業名 () 技能実習の目標としていた試験 () (過去に特定技能の在留資格をもって在留していた事実の有無及びその期間) ☐ 無 ☐ 有 合計期間 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日) 特定産業分野・業務区分 ()
	⑦技能実習を行っていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無	(技能実習を行っていた期間経過後、本邦から出国した事実の有無) ※ 再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を受けて出国した場合を除く。 ☐ 無 ☐ 有 (同出国の後に技能実習の対象となっていた事実の有無) ☐ 無 ☐ 有

⑧後記6の育成就労の目標として定める技能が従前の技能実習計画において目標としていた技能等と密接に関連するものでない場合にあっては、その理由		※⑦「本邦から出国した事実の有無」が「有」の場合のみ以下を記載 ()	
6 育成就労の目標		・ 技能試験 (試験名： 級：) ・ 日本語能力の試験 (試験名： 級：)	
7 育成就労の期間及び時間数		合計期間 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日) 合計時間 時間 (入国後講習 時間、育成就労 時間)	
1年ごとに本国に帰国する場合の育成就労の休止期間		(毎年 月 日頃 ～ 月 日頃)	
8 育成就労実施者の変更を制限する期間		☐ 分野別運用方針で定める期間 (年) ☐ 分野別運用方針と異なる期間として1年	
9 監理支援機関	①監理支援機関の許可番号		
	(ふりがな) ②監理支援機関の名称		
	③監理支援機関の住所	〒 — (電話 — —)	
	(ふりがな) ④監理支援機関の代表者の氏名		
	(ふりがな) ⑤監理支援責任者の氏名		
	(ふりがな) ⑥担当事業所の名称		
	⑦担当事業所の所在地	〒 — (電話 — —)	
	(ふりがな) ⑧計画指導担当者の氏名		

記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。

- 14 11 欄は、育成就労外国人が支払ったもののほか、育成就労外国人の親族等が本申請に関して送出機関に支払った金銭がある場合にあっては、その金額も含めて記載すること。また、送出管理費の相当額については、送出機関と監理支援機関の間で締結された契約において監理支援機関が送出機関に支払う費用のうち、一括支払となっているもの及び分割支払となっているものであって、外国人が申請者の下で就労を継続しなくなっても支払の義務が継続することとされているものを記載すること。
- 15 13 欄は、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、優良要件適合申告書を提出している場合には、その評価が未了か否かにかかわらず添付時に受けた申請受理番号を記載すること。

入 国 前 ・ 入 国 後 講 習 実 施 (予 定) 表

入国前講習を行った事実(「有」に該当する場合は、1及び2を記載し、「無」の場合は、2のみを記載する。)

☐有 ☐無

1 入国前講習の実施(予定)状況

☐外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合、以下のうち該当する機関に丸印を付すこと。

(該当なし 、 公的機関 、 教育機関 、 外国の公私の機関)

☐実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「実施機関の氏名又は名称及び所在地」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標(水準)をそれぞれ記載すること。

	科目(内容)	実施機関の氏名又は名称及び所在地		実施場所 (媒体・施設名・所在地等)	実施期間	実施時間数
1			外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
2			外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3			外部委託 ☐ 有 ☐ 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間						時間

2 入国後講習の実施予定状況

☐実施機関が認定日本語教育機関又は登録日本語教員である場合、「講習実施者の資格・免許、専門知識の有無」の欄にその旨を、「実施時間数」の欄に当該講習の目標(水準)をそれぞれ記載すること。

	科目(内容)	講習実施者の氏名、職業及び所属機関		講習実施者の 資格・免許、専門 知識の有無	実施場所 (施設名・所在地等)	実施期間	実施時間数
1			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
2			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
4			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
5			外部委託 ☐ 有 ☐ 無			年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間							時間

(注意)

※日本語能力に係る科目については、「内容」に目標の設定を行うこと。

※実施時間が8時間を超える日については、8時間として計算すること。

※A1相当の日本語能力に合格していない場合は、認定日本語教育機関による「就労」過程において、A1相当講習を100時間以上履修していないなければならない。

※法的保護に必要な情報に関する講習及び日本語講習については、講習実施者の情報として、必ず「講習実施者の資格・免許、専門知識の経歴」の詳細を記載すること。

育 成 就 労 実 施 計 画

年目育成就労計画

育成就労を行わせる事業所

① 事業所名

所在地

② 事業所名

所在地

③ 事業所名

所在地

育成就労の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

育成就労の内容 必須業務、安全衛生業務及びその他の業務の別 指導員の役職・氏名(経験年数)		事業所	合計 時間	月・時間数											
				1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
合 計 時 間 (h)			h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。

使用する素材、材料等	
使用する機械、器具等	
製品等の例	
指導体制	

育成就労計画 認定通知書

殿

外国人育成就労機構 理事長

印

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項、第8条の5第1項又は第8条の6第1項の認定の申請があった育成就労計画について、下記のとおり育成就労計画の認定をしましたので通知します。

記

1 認定番号			
2 申請年月日		年	月 日
3 認定年月日		年	月 日
4 育成就労の期間 （1年ごとに本国に一時帰国する場合の育成就労の休止期間）		年 月 日 ～ 年 月 日 （毎年 月 日頃 ～ 月 日頃）	
5 申請者	(1)-1 育成就労実施者届出受理番号		
	(1)-2 氏名又は名称		
	(2)-1 育成就労実施者届出受理番号		
	(2)-2 氏名又は名称		
	(3)-1 育成就労実施者届出受理番号		
	(3)-2 氏名又は名称		
	(4)-1 育成就労実施者届出受理番号		
	(4)-2 氏名又は名称		
6 育成就労外国人	氏名	ローマ字	
		漢字	
	国籍・地域		
	生年月日及び性別		年 月 日 （男・女）
7 監理支援機関	(1)許可番号		
	(2)名称		
8 育成就労の区分		☐ 単独型育成就労 ☐ 監理型育成就労	
9 備考			

(注意)

- 1 5欄の(1)各欄は、この申請を行うまでに、既に法第17条第1項の規定による実施の届出を行い、育成就労実施者届出受理番号を得ている者については記載を行う。また、複数の実施者において育成就労を行わせる場合は、実施者ごとに記載する。
- 2 6欄の氏名は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載する。
- 3 7欄は監理型育成就労の場合について記載する。

育成就労実施者の変更希望の申出受理届出

外国人育成就労機構 理事長 殿

届出者

育成就労外国人から、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第8条の2第1項の申出を受けたため、下記のとおり同条第2項、第6項又は第7項の届出をします。

記

1 育成就労実施者	①育成就労実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒 — （電話 — — ）
	④（法人の場合）代表者の氏名		
2 育成就労計画		①認定番号	
		②認定年月日	年 月 日
3 申出をした育成就労外国人	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍・地域		
	③生年月日及び性別		年 月 日 性別（男 ・ 女 ）
4 監理支援機関	①許可番号		
	②名称		
	③住所		〒 — （電話 — — ）
5 育成就労外国人が主張する育成就労実施者の変更を希望する理由			（育成就労実施者を変更することにつきやむを得ない事情の有無） ☐ 有 ☐ 無

	(「有」の場合はその事情の詳細) ()
6 育成就労実施者の変更に係る要件に関する事項の確認	(育成就労実施者を変更することにつきやむを得ない事情の有無の確認結果) ☐ 有 ☐ 無 (「有」の場合はその事情の詳細) () (「無」の場合は法第9条の2の基準(同条第4号ただし書及び同号ハに係る基準を除く。)に関する事項の確認結果) 日本語能力に関する試験の合格状況(試験名) 技能試験に関する試験の合格状況(試験名) 前記1の育成就労実施者が前記3の育成就労外国人を対象として育成就労を行わせた期間(年 月) (日本語能力に関する試験又は技能に関する試験の今後の受験予定) () (「育成就労実施困難時届出書」の提出の有無) ☐ 提出済み ☐ 提出予定あり ☐ 提出予定なし
7 育成就労外国人の現状	
8 育成就労の継続のための措置	(育成就労実施者の変更の連絡調整の状況等)
9 育成就労外国人が申出をした年月日	年 月 日
10 申出を受けた者	☐ 育成就労実施者 ☐ 監理支援機関 (「育成就労実施者」の場合は11の記載不要)
11 育成就労実施者への速やかな通知の希望	☐ 有 ☐ 無

(注意)

- 1 届出者は、育成就労外国人に対し、法第8条の2第1項の申出をしたことを理由として、解雇するなどの不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 3欄の①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 3 4欄は、法第8条の2第1項の申出をした者に係る育成就労が単独型育成就労である場合、記載不要。
- 4 11欄には、必ず育成就労外国人本人に確認の上で記載すること。

※ 許可番号	
※ 許可・更新年月日	

収入印紙
（消印しては
ならない。）

□監 理 支 援 機 関 許 可 申 請 書

（法第 23 条第 2 項の規定による監理支援機関の許可の申請）

□監理支援機関許可有効期間更新申請書

（法第 31 条第 2 項の規定による監理支援機関の許可の有効期間の更新の申請）

年 月 日

法 務 大 臣
厚生労働大臣 殿

申請者

申請者は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第 26 条各号に規定する欠格事由（第 2 面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理支援責任者が同条第 5 号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを誓約し、下記のとおり申請します。

記

1 申請者	(ふりがな) ①名称												
	②住所	〒 ー (電話 ー ー)											
	(ふりがな) ③代表者の氏名												
	④法人番号												
	(ふりがな) ⑤役員の氏名、役職名及び住所	i	氏名		役職名		住所						
							〒 ー						

		ii			〒	—
		iii			〒	—
		iv			〒	—
		v			〒	—
		vi			〒	—
	(ふりがな) ⑥責任役員の氏名					
	(ふりがな) ⑦外部監査人の氏名又は 名称					
	⑧外部監査人の資格等	☐ 弁護士 ☐ 弁護士法人 ☐ 社会保険労務士 ☐ 社会保険労務士法人 ☐ 行政書士 ☐ 行政書士法人 ☐ その他 ()				
	⑨法人の種類	☐ 商工会議所 ☐ 商工会 ☐ 中小企業団体 ☐ 職業訓練法人 ☐ 農業協同組合 ☐ 漁業協同組合 ☐ 公益社団法人 ☐ 公益財団法人 ☐ その他 ()				
	⑩監理型育成就労の取扱 職種の範囲等					
2 監理 支援事 業を行 う事業 所	(ふりがな) ①名称					
	②所在地	〒 (電話)				
	監 理 支 援 責 任 者	(ふりがな) ③氏名				
	④住所	〒 (電話)				
	※事業所枝番号					
3 外国 の送出 機関	①氏名又は名称 (送出機関番号又は整理 番号を記載すること。)					

		送出 機関 番号														整理 番号							
	②住所																						
	(ふりがな) ③代表者の氏名																						
	④監理型育成就労の申込みを取り次いで送り出す 監理型育成就労外国人の 国籍・地域																						
4 取次ぎを受けずに監理型育成就 労の申込みを受けようとする場合 における監理型育成就労の申込み を受ける方法の概要																							
5 許可年月日		年 月 日																					
6 許可番号																							
7 監理支援事業を開始する予定年 月日		年 月 日																					
8 監理型育成就労外国人からの相 談に応じる体制の概要																							
9 備考																							

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 許可を申請するときは、表題中「監理支援機関許可申請書」にチェックマークを付すこと。
- 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中「監理支援機関許可有効期間更新申請書」にチェックマークを付すこと。また、2欄の「※事業所枝番号」の「※」の文字を抹消し、該当する事業所の事業所枝番号を記入し、監理支援機関許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記入すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 表題中のチェックボックスについては「監理支援機関許可申請書」、「監理支援機関許可有効期間更新申請書」のいずれか片方のみにチェックマークを付すこととし、両方にチェックマークを付さないように留意すること。
- 1欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 1欄の⑨は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 1欄の⑩は、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、分野名及び業務区分名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定による届出は、1欄の⑪の記載により行うものとする。
- 2欄は、申請者が監理支援事業を行おうとする事業所を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

- 10 3 欄は、申請者が監理型育成就労の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出機関を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①について、外国人育成就労機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人育成就労機構から提示された整理番号を記載すること。
- 11 4 欄は、申請者が監理型育成就労外国人になろうとする者から直接監理型育成就労の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
- 12 5 欄及び6 欄は許可の有効期間の更新を申請するときのみ、また、7 欄は許可を申請するときのみ、それぞれ記載すること。
- 13 9 欄は、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
- 14 収入印紙は、消印をしないこと。

私（申請者）は、法第 26 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理支援責任者が同条第 5 号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。

申請者 _____

【法第 26 条各号に規定する欠格事由】

○ 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（許可の欠格事由）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、許可を受けることができない。

- 一 第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者
- 二 第三十七条第一項の規定により許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 三 第三十七条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理支援事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 四 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした日から起算して五年を経過しない者
- 五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者
 - ロ 第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者
 - ハ 第三十七条第一項の規定により許可を取り消された場合（同項第二号の規定により許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ニ 第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理支援事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者（当該監理支援事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（認定の欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項、第八条の五第一項及び第八条の六第一項の認定を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三号の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九号若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第二百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 心身の故障により育成就労実施者としての責務を果たすことができない者として主務省令で定めるもの
- 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 七 第十六条第一項の規定により次条第一項に規定する育成就労認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であつて、当該取消しの処分の理由となつた事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）
- 八 第十六条第一項の規定により次条第一項に規定する育成就労認定を取り消された者が法人である場合（第十六条第

一項第三号の規定により当該育成就労認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号、第二十六条第五号及び第三十九条第五項において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であって、当該取消しの処分の理由となった事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）

九 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした日から起算して五年を経過しない者

十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十二 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ 事業報告受理番号

事業報告書

年 月 日

外国人育成就労機構 理事長 殿

提出者

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「法」という。）第 42 条第 2 項の規定により、下記のとおり監理支援事業に関する事業報告書を提出します。

記

1 報告対象育成就労事業年度		年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日）
2 許可番号		
3 監理支援 機関	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 ー (電話 ー ー)
4 監理支援 事業を行う 事業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 ー (電話 ー ー)
	③事業所枝番号	
5 監理支援を行った監理型育成就労実施者の数		者
6 監理支援を行った監理型育成就労外国人の数		人（うち、法第 8 条第 1 項の規定により育成就労計画の認定を受け、1 欄の期間に育成就労を開始した育成就労外国人 人）
7 監理支援を行った監理型育成就労外国人の国籍・地域及び人数		(人)
		(人)
		(人)

8 監理支援事業の実務に従事した職員の数		合計 人（うち常勤役員 人、常勤職員 人）								
9 実施体制		受講者名	受講講習名		受講年月日					
	監理支援責任者の講習受講歴									
10 技能評価試験受験状況	試験区分	受験対象者数(A)		合格者数(B)	合格率(B/A)					
	①基礎級程度(1年経過時)	人		人	%					
	②特定技能1号評価試験・技能検定3級程度	人		人	%					
11 日本語能力試験受験状況	試験区分	受験対象者数(A)		合格者数(B)	合格率(B/A)					
	①A1程度	人		人	%					
	②A2程度	人		人	%					
12 行方不明者の発生状況		行方不明者 人（行方不明率 %）								
13 他の育成就労実施者における育成就労の継続が困難となった育成就労外国人の受入れ状況及び育成就労先変更支援ポータルサイトへの登録の有無		人数	人							
		登録の有無	有 ・ 無							
14 監理支援費徴収実績		別紙のとおり								
15 監理支援を行った監理型育成就労が実施された地域	✓	都道府県名	✓	都道府県名	✓	都道府県名	✓	都道府県名	✓	都道府県名
		01 北海道		11 埼玉県		21 岐阜県		31 鳥取県		41 佐賀県
		02 青森県		12 千葉県		22 静岡県		32 島根県		42 長崎県
		03 岩手県		13 東京都		23 愛知県		33 岡山県		43 熊本県
		04 宮城県		14 神奈川県		24 三重県		34 広島県		44 大分県
		05 秋田県		15 新潟県		25 滋賀県		35 山口県		45 宮崎県
		06 山形県		16 富山県		26 京都府		36 徳島県		46 鹿児島県
		07 福島県		17 石川県		27 大阪府		37 香川県		47 沖縄県
		08 茨城県		18 福井県		28 兵庫県		38 愛媛県		
		09 栃木県		19 山梨県		29 奈良県		39 高知県		
	10 群馬県		20 長野県		30 和歌山県		40 福岡県			
16 母国語相談の状況	従事する職員数	合計 人 (常勤職員 人、非常勤職員 人、委託 人)								

	相談方法	☐ 対面で対応 ☐ 電話で対応 ☐ メール、SNS等で対応
17 備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1 欄は、報告を行おうとする育成就労事業年度について記載すること。
- 3 4 欄の③は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
- 4 5 欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労実施者の数について記載すること。
- 5 6 欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労外国人の数について記載すること。なお、括弧書きには、報告対象となる事業年度において、新たに入国して育成就労を開始した育成就労外国人の数を記載すること。
- 6 7 欄は、報告対象育成就労事業年度内に監理支援を行った監理型育成就労外国人の国籍・地域及び人数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 9 欄は、報告対象育成就労事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 10 欄及び11 欄は、監理支援を行った監理型育成就労外国人のうち報告対象育成就労事業年度内に育成就労を終了し、又は終了する予定であった育成就労外国人について記載すること。したがって、報告対象育成就労事業年度内に受験した者であっても、育成就労の終了予定が次育成就労事業年度の場合は、次育成就労事業年度の本報告書に計上すること。
- 9 12 欄は、監理支援を行った監理型育成就労外国人のうち報告対象育成就労事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、6 欄の記載の対象となる監理支援を行った監理型育成就労外国人の数を分母として算出し記載すること。
- 10 13 欄は、他の監理支援機関が監理支援を行っていた育成就労外国人のうち、新たに育成就労計画の認定を受けて監理支援を行うこととなった者（育成就労外国人本人の意向により育成就労実施者を変更した場合を除く。）について記載すること。
- 11 17 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
- 12 外国人育成就労機構が指定する書類を添付すること。

附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。